

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 広島県人事委員会規則第二号

### 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「公益的法人派遣条例第二条第三項第一号」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人派遣条例第二条第三項第一号」に改める。

別記様式第一号の一号紙中「遷」を「葬」に改め、同紙の裏面の記入上の注意の7中「なつた者」の次に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第一項の規定による派遣若しくは」を加える。

### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。